

答 申 書

(答 申 第 7 5 号)

平成 1 6 年 9 月 3 0 日

1 審査会の結論

北海道警察本部に係る平成 4 年度から平成 9 年度までの交際費の支払に関する支出証拠書類を非開示としたことについて、実施機関等が当審査会で主張を変更した後も非開示とする部分を非開示とすることは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関等の説明の要旨 別紙 1 のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書(以下「本件公文書」という。)は、平成 4 年度から同 9 年度までの北海道警察本部、北海道警察学校、各方面本部及び各警察署(ただし、札幌方面栗山、夕張、滝川、門別及び静内警察署を除く。)における交際費の支出に関する支出証拠書類(債権者の請求書を含む。)であり、別紙 2 の左欄の「本件公文書に記録されている情報」欄に掲げる情報が記録されている。

交際費の支出に当たり、支出証拠書類として、北海道警察本部では、平成 5 年度までは支出命令書が用いられ、平成 6 年度以降は、財務会計トータルシステムが導入されたことにより支出負担行為兼支出命令書が用いられており、各方面本部、警察学校及び各警察署では、前渡資金支払決定書が用いられている。

支出命令書、支出負担行為兼支出命令書又は前渡資金支払決定書(以下これらの文書を「命令書等」という。)には、支出する内容等によって、科目仕訳書(甲・乙)、科目明細書(甲・乙)、内訳書などが併せて用いられ、さらに、請求書が添付されている。

(2) 本件諮問事案における審議について

ア 北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件公文書のうち別紙 3 の整理番号 1 から 20 の公文書については、北海道情報公開条例(平成 10 年北海道条例第 28 号。以下「新条例」という。)による改正前の北海道公文書の開示等に関する条例(昭和 61 年北海道条例第 1 号。以下「旧条例」という。)第 8 条第 1 項本文(個人情報)に規定する非開示情報、第 9 条第 1 項本文(法人情報)に規定する非開示情報及び同条第 2 項第 1 号(公共安全情報)に規定する非開示情報に該当するとして、また、整理番号 21 から 46 の公文書については、新条例第 10 条第 1 項第 3 号(公共安全情報)に規定する非開示情報及び同項第 6 号(事務又は事業の実施に関する情報)に規定する非開示情報に該当するとして、非開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

なお、本件諮問事案に係る別紙 3 の 46 件の異議申立ては、いずれも同一人からの開示請求であって、平成 4 年度から平成 9 年度までの交際費に係るものであるから、当審査会は併合して審議することとした。

イ 平成 16 年 5 月 17 日に開催された当審査会の審議の場において実施機関及び参加人である北海道警察本部(以下「実施機関等」という。)は、本件公文書に記録されている

情報がすべて非開示情報に該当する旨の当初の主張を変更し、その後、平成16年9月2日に開催された審査会の審議の場においても主張の一部をさらに変更した。それら変更後の主張を整理すると、別紙2の右欄の「実施機関等の主張の変更内容」欄に掲げるとおりとなる。

ウ 異議申立人は本件処分の取消しを求めているが、実施機関等の主張変更に対して異議申立人から意見書等の提出はなされなかった。

エ 当審査会は、これらの経緯を踏まえ、実施機関等が主張変更後も非開示を維持している部分について、その妥当性を判断することとした。

なお、審議の対象は、別紙2に掲げる各種贈呈経費に係る情報のうち実施機関等が主張変更後も非開示を維持している次の情報である。

(ア) 本件公文書に記載されている請求書作成者(担当者)の氏名及び印影(以下、「担当者情報」という。)

(イ) 本件公文書に記載されている情報のうち贈呈品代に係る摘要欄に記載されている個別の事件名(以下、「事件情報」という。)

(3) 旧条例第8条第1項本文又は新条例第10条第1項第1号(個人情報)の該当性について

ア 旧条例第8条第1項本文は、実施機関は、開示請求に係る公文書に、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの(法令及び他の条例の規定により何人でも取得することができる情報並びに公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報を除く。以下「特定個人情報」という。)が記録されているときは、当該公文書に係る公文書の開示をしてはならない旨定めている。

なお、旧条例第8条第1項本文において、特定個人情報から除外される情報としては、「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」等が挙げられているが、これらには、公にすることが慣行となっていて公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないと認められる情報であって、実施機関が自ら作成し、又は取得したもの等が該当するものである。

また、新条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められる情報は、非開示情報に該当する旨定めている。

旧条例の特定個人情報に該当し、新条例第10条第1項第1号にあてはめた場合にも非開示情報となる情報及び新条例第10条第1項第1号に該当する情報について、以下「個人情報」と称する。

イ 担当者情報について

実施機関等は、主張変更後、命令書等に請求書が添付されている場合の当該請求書に記載されている担当者情報について、個人情報に該当するとして非開示とする必要があると主張する(ただし、債権者名が開示で、請求書作成者が同一人の場合は、開示する。)

ウ 担当者情報については、それが開示されると、特定の個人が識別され、当該個人が特定の業者の従業員であることが明らかとなり、このような情報は、通常他人に知られたいと認められる。

また、当審査会が平成15年7月29日付けの答申第61号（以下、既答申という。）において、これを非開示とすることは妥当との答申をしており、本件についても同様の判断とすることが相当であると考えられる。

したがって、当審査会としては、担当者情報については、債権者名が開示され、請求書作成者が債権者の代表者又は同一人の場合を除いて非開示とすることが妥当であると判断する。

(4) 旧条例第9条第2項第1号又は新条例第10条第1項第3号(公共安全情報)の該当性について

ア 旧条例第9条第2項第1号は、実施機関は、開示請求に係る公文書に、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報（以下「公共安全情報」という。）が記録されているときは、当該公文書に係る公文書の開示をしてはならない旨定めている。

また、新条例第10条第1項第3号においても、公共安全情報として非開示情報に該当する旨定めている。

イ 事件情報について

実施機関等は、事件情報については、特定の所属において、特定の事件の捜査が行われていたことや、又は、行われていることが明らかとなり、犯罪を敢行した者が、証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれがある情報であるため、非開示とする必要があると主張する。

ウ 当審査会は、事件名について対象公文書のサンプル等を見分したところ、事件情報に記録されている情報は、実施機関等が贈呈品ほか代金として交際費として執行したものと、食糧費として執行した事件捜査に係る補食等の代金を合わせているものの中に、食糧費の支出目的として個別の事件名が記載されているものがあった。

この事件名が開示されると、部局名が開示されていることから、捜査本部の置かれている警察署名が分かり、これらの情報を組み合わせることにより特定の所属で特定の事件の捜査が行われたことや行われていることが明らかとなり、犯罪を敢行した者が、証拠隠滅等の対抗措置を講じるという実施機関等の主張は否定できず、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる。

また、当審査会が既答申において、個別の事件名を非開示とすることは妥当との答申をしており、本件についても同様の判断とすることが相当であると考えられる。

したがって、当審査会としては、事件情報については、非開示とすることが妥当であると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成10年5月11日	諮問書の受理 実施機関から関係書類（ 諮問文、 異議申立書の写し、 理由説明書、 公文書非開示決定通知書の写し、 公文書開示請求書の写し、 異議申立ての概要、 対象公文書の写し）の提出
平成10年5月15日	
平成10年5月18日	
平成10年5月19日	
平成10年5月21日	
平成10年6月8日	
平成10年6月10日	
平成10年6月24日	
平成10年8月11日	
平成10年8月21日	
平成10年8月25日	
平成10年8月26日	
平成10年8月28日	
平成10年9月2日	
平成10年9月4日	
平成10年6月1日 （第1回審査会）	新規諮問事案の報告 13件（整理番号1～13）
平成10年7月6日 （第2回審査会）	新規諮問事案の報告 7件（整理番号14～20）
平成10年8月4日 （第3回審査会）	北海道警察本部に係る同一の異議申立人からの他の諮問事案と併せて審議進行をすることを確認
平成10年9月1日 （第4回審査会）	新規諮問事案の報告 21件（整理番号21～41）
平成10年9月30日 （第5回審査会）	新規諮問事案の報告 5件（整理番号42～46）
平成13年4月23日 （第38回審査会）	新条例の一部改正により、北海道警察本部が事案関係者から参加人となる。

平成13年9月10日 (第43回審査会)	本件諮問事案の審議を第二部に付託
平成16年5月17日 (第二部会)	実施機関から「交際費に係る支出証拠書類の非開示項目及び非開示理由について」と題する書面の提出 参加人から「交際費執行目的別開示基準表」と題する書面の提出があり、これまでの主張を変更した。 審議
平成16年6月14日 (第二部会)	審議
平成16年7月12日 (第二部会)	審議
平成16年9月2日 (第二部会)	参加人から「交際費執行目的別開示基準表」と題する書面の提出 審議
平成16年9月22日 (第二部会)	審議
平成16年9月28日 (第61回審査会)	答申案審議
平成16年9月30日	答申

異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関等の説明の要旨

1 異議申立ての経過

- (1) 平成9年11月7日～平成10年6月15日 本件開示請求
- (2) 平成9年11月21日～平成10年6月29日 本件開示請求に対する公文書非開示決定処分
- (3) 平成10年1月19日～平成10年8月24日 本件異議申立て

なお、異議申立ての内訳は、別紙3「本件諮問事案に係る公文書の非開示決定処分に対する異議申立て一覧」のとおりである。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分を撤廃するとの決定を求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

交際費の内容を全て明らかにすると、警察活動の実態を明らかにし、又は強く推測させることとなり、警察業務の遂行、ひいては公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれはある。しかしながら、全ての事項を非開示とすることは誤りである。申立人は、公金の支出額を知ろうとしているだけであり、交際費の支出額、債権者からの請求金額、前渡資金支払決定金額だけは、知る権利がある。

申立人は、道民の安全と秩序を脅かすことになりかねない犯罪捜査、内偵捜査の内容を開示請求するものではない。交際費の支出額、債権者からの請求金額、前渡資金支払決定金額を開示することで、公共の安全と秩序を維持するための警察活動に重大な支障を及ぼすとは考えられない。無関係である。これらを明らかにすることで「警察活動に重大な支障を及ぼす」のかを具体的に事例と構図を示して説明してほしい。

交際費の支出額、債権者からの請求金額を開示することで、どのようにして「当該法人等の事業運営が損なわれる」のかを具体的に事例と構図を示して説明してほしい。

知事の「全ての事項」を非開示とすることは、道民に対する知る権利の保障、行政の説明責任の実行、住民による行政参加と行政監視を後退させるものである。

(3) 実施機関等の主張変更後の意見

意見書等の提出はなされなかった。

3 実施機関等の説明の要旨

(1) 異議申立て時の説明

異議申立人に対する実施機関等の説明要旨は、次のとおりである。

実施機関等は、本件処分時においては、おおむね次の理由から本件公文書に記録されている情報が非開示情報に該当する旨主張していた。

旧条例第9条第2項第1号又は新条例第10条第1項第3号（公共安全情報）に該当
犯罪の予防・捜査、その他公共の安全と秩序の維持に関する情報であり、開示することにより当該捜査及び公共の安全と秩序を維持するための警察活動に支障が生ずるおそれがあると認められるため。（新条例の場合）

旧条例第9条第1項本文（法人情報）に該当

法人等が事業活動を行う上での内部管理上の事項に属する情報で、開示することにより当該法人等の事業運営が損なわれると認められるため。

法人等の販売、営業上の事項に属する情報で、開示することにより当該法人等の事業活

動が損なわれると認められるため。

旧条例第8条第1項本文（個人情報）に該当

個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、通常他人に知られたくないものと認められるため。

新条例第10条第1項第6号（事務又は事業の実施に関する情報）に該当

供花の届出先である家名及び斎場名等については、警察本部長の交際事務の円滑な実施を著しく困難にすると認められるため。

(2) 主張変更後の説明

個人情報該当性（支払の相手方に関する情報）

請求書作成者(担当者)の氏名及び印影

これらの情報が公になると、特定の個人が識別され、かつ当該個人が警察と取引を有する特定の業者の従業員であることが明らかとなる。個人の職業に関わる情報はプライバシーに属する情報であり、通常他人に知られたくないと認められるため。（ただし、債権者(業者の代表者等)が開示で、請求書作成者が債権者と同一人である場合は開示）

公共安全情報該当性（特定の事件捜査に関する情報）

個別の事件名

この情報が公になると、特定の所属において、特定の事件の捜査が行われていたことや、または、行われていることが明らかとなり、犯罪を敢行した者が、証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれがあると認められるため。

別紙 2

主張変更後の開示・非開示の基準一覧（本部執行分）

[支出命令書、支出負担行為兼支出命令書、科目仕訳書（甲）（乙）、科目明細書、請求書、内訳書]

本件公文書に記録されている情報		実施機関等の主張の変更内容				
		懇談会 経費	各種贈呈経費			
			贈呈品 代	花輪 (生花)	香典	饞別
警察職員や 支出の相手 方の特定に 関する情報	部局名					
	執行機関名					
	経費名					
	債権者住所・社名・氏名・電話番号・郵便 番号					
	債権者コード					
	振込先銀行名、隔地払銀行名・郵便局名					
	振込先銀行支店名、隔地払銀行支店名					
	預金種別					
	口座番号					
	執行機関決裁欄					
	出納機関決裁欄					
	請求書作成者（担当者）の氏名及び印影					
	請求書番号					
時期情報	登録年月日					
	支出年月日、支出番号					
	支払希望年月日					
	受理（請求）年月日					
	支出命令確認欄					
	執行（開催）年月日					
	確認年月日					
金額情報等	本科目の仕訳金額					
	兼支出命令額、請求総額					
	品名、規格					
	数量					
	単価					
	品名毎の金額、小計額					
	科目仕訳書（甲・乙）の金額					
その他情報	支出科目（款項目節）、仕訳科目（款項目 節）					
	事業					
	支出方法					
	カード番号					
	支出区分					
	出納員等					
	年度					
	会計					
	整理番号					
	支出命令番号、明細番号					
	略科目					
摘要欄						

主張変更後の開示・非開示の基準一覧（警察署執行分）

[前渡資金支払決定書、請求書、内訳書、科目明細書（甲・乙）]

本件公文書に記録されている情報		実施機関等の主張の変更内容								
		懇談 会費	各種贈呈			経費			見舞 金	餞別
			贈呈 品代	花輪 (生花)	会費	寸志	祝い 金	香典		
警察職員や支出の相手方の特定に関する情報	部局名									
	経費名									
	債権者住所・社名・氏名・電話番号									
	振込先銀行名									
	振込先銀行支店名									
	預金種別									
	口座番号									
	決裁欄									
	請求書作成者（担当者）の氏名及び印影									
請求書番号										
時期情報	支払年月日									
	請求（受理月日）									
	領収年月日									
	執行・購入（納品）年月日									
金額情報等	本科目支払金額									
	請求総額									
	品名・規格									
	数量									
	単価									
	品名毎の金額、小計額									
	科目明細書（甲）の支払金額									
	科目明細書（乙）の金額									
その他情報	支出（払）科目（款項目節）、仕訳科目（款項目節）									
	年度									
	会計									
	摘要欄									

凡例	<ul style="list-style-type: none"> : 開示 : 記載のない項目 : 請求書作成者（担当者）が従業員の場合、その氏名及び印影を非開示とする情報 : 個別の事件名が記載されている部分を非開示とする情報
----	--

別紙 3

本件諮問事案に係る公文書の非開示決定処分に対する異議申立て一覧

整理番号	開示請求年月日	処分年月日等	異議申立年月日	諮問番号	異議申立ての対象公文書
1	平成 9年 11月7日	平成9年11月21日付 け局経第266号	平成10年 1月19日	4-2	北海道警察本部における交際費の支払に関する支出 負担行為兼支出命令書及び請求書(平成7年度)
2	平成10年 2月16日	平成10年3月2日付 け渡会計第571号	平成10年 4月20日	7	函館方面中央、西、森、八雲、木古内、松前、江差、 北檜山、寿都警察署における交際費の支払に関する 前渡資金支払決定書(平成4、5年度)
3	平成10年 2月19日	平成10年3月4日付 け上会計第318号	同上	8	旭川方面本部、旭川方面旭川中央、旭川東、士別、 名寄、美深、枝幸、稚内、富良野、深川、沼田、留萌、 羽幌、天塩警察署における交際費の支払に関する前 渡資金支払決定書(平成4、5年度)
4	同上	平成10年3月5日付 け網会計第476号	同上	9	北見方面本部、北見方面北見、遠軽、網走、美幌、斜 里、紋別、興部警察署における交際費の支払に関す る前渡資金支払決定書(平成4、5年度)
5	平成10年 2月12日	平成10年2月25日付 け局指第151号	同上	10	札幌方面東、南、白石、豊平警察署における交際費 の支払に関する前渡資金支払決定書(平成4、5年 度)
6	平成10年 2月16日	平成10年2月25日付 け局指第152号	同上	11	札幌方面中央、西、北警察署における交際費の支払 に関する前渡資金支払決定書(平成4、5年度)
7	同上	平成10年2月25日付 け局指第153号	同上	12	札幌方面江別、千歳、岩見沢、三笠、美唄、砂川、赤 歌、芦別、小樽、余市、倶知安、岩内、伊達、室蘭、苫 小牧及び浦河警察署における交際費の支払に関する 前渡資金支払決定書(平成4、5年度)
8	平成10年 2月19日	平成10年2月25日付 け局指第154号	同上	13	北海道警察学校における交際費の支払に関する前渡 資金支払決定書(平成4、5年度)
9	平成10年 2月27日	平成10年3月13日付 け局指第161号	平成10年 5月6日	14	札幌方面中央、西、北警察署における交際費の支払 に関する前渡資金支払決定書(平成6年度)
10	同上	平成10年3月13日付 け局指第162号	同上	15	札幌方面東、南、白石、豊平警察署における交際費 の支払に関する前渡資金支払決定書(平成6年度)
11	平成10年 2月19日	平成10年3月10日付 け釧会計第541号	同上	16	釧路方面本部、釧路方面釧路、厚岸、弟子屈、根室、 中標津、池田、本別、帯広、新得、広尾警察署におけ る交際費の支払に関する前渡資金支払決定書(平成 4、5年度)
12	平成10年 2月27日	平成10年3月12日付 け上会計第332号	同上	17	旭川方面本部、旭川方面旭川中央、旭川東、士別、 名寄、美深、枝幸、稚内、富良野、深川、沼田、留萌、 羽幌、天塩警察署における交際費の支払に関する前 渡資金支払決定書(平成6年度)
13	平成10年 2月12日	平成10年2月24日付 け局経第361号	平成10年 4月23日	18	北海道警察本部における交際費の支払に関する支出 命令書及び請求書(平成4、5年度)
14	平成10年 2月27日	平成10年3月13日付 け局指第163号	平成10年 5月11日	19	札幌方面江別、千歳、岩見沢、三笠、美唄、砂川、赤 歌、芦別、小樽、余市、倶知安、岩内、伊達、室蘭、苫 小牧及び浦河警察署における交際費の支払に関する 前渡資金支払決定書(平成6年度)
15	同上	平成10年3月13日付 け局指第164号	同上	20	北海道警察学校における交際費の支払に関する前渡 資金支払決定書(平成6年度)

16	同上	平成10年3月13日付け渡会計第603号	同上	35	函館方面本部、函館方面中央、西、森、八雲、木古内、松前、江差、北檜山、寿都警察署における交際費の支払に関する前渡資金支払決定書(平成6年度)
17	同上	平成10年3月13日付け網会計第505号	同上	36	北見方面本部、北見方面北見、遠軽、網走、美幌、斜里、紋別、興部警察署における交際費の支払に関する前渡資金支払決定書(平成6年度)
18	同上	平成10年3月13日付け釧会計第546号	同上	38	釧路方面本部、釧路方面釧路、厚岸、弟子屈、根室、中標津、池田、本別、帯広、新得、広尾警察署における交際費の支払に関する前渡資金支払決定書(平成6年度)
19	平成10年3月9日	平成10年3月23日付け網会計第522号	平成10年5月21日	41	北見方面本部、北見方面北見、遠軽、網走、美幌、斜里、紋別、興部警察署における交際費の支払に関する前渡資金支払決定書(平成6年度)
20	平成10年2月27日	平成10年3月13日付け局経第398号	平成10年5月6日	60	北海道警察本部における交際費の支払に関する支出負担行為兼支出命令書及び請求書(平成6年度)
21	平成10年5月25日	平成10年6月4日付け局指第134号	平成10年8月3日	97	札幌方面中央、西、北警察署における交際費の支払に関する前渡資金支払決定書(平成7年度)
22	同上	平成10年6月4日付け局指第135号	同上	98	札幌方面東、南、白石、豊平警察署における交際費の支払に関する前渡資金支払決定書(平成7年度)
23	同上	平成10年6月4日付け局指第136号	同上	99	札幌方面江別、千歳、岩見沢、三笠、美唄、砂川、赤歌、芦別、小樽、余市、倶知安、岩内、伊達、室蘭、苫小牧及び浦河警察署における交際費の支払に関する前渡資金支払決定書(平成7年度)
24	同上	平成10年6月4日付け局指第137号	同上	100	北海道警察学校における交際費の支払に関する前渡資金支払決定書(平成7年度)
25	平成10年6月2日	平成10年6月15日付け局指第155号	同上	101	札幌方面江別、千歳、岩見沢、三笠、美唄、砂川、赤歌、芦別、小樽、余市、倶知安、岩内、伊達、室蘭、苫小牧及び浦河警察署における交際費の支払に関する前渡資金支払決定書(平成8年度)
26	同上	平成10年6月15日付け局指第156号	同上	102	北海道警察学校における交際費の支払に関する前渡資金支払決定書(平成8年度)
27	平成10年6月15日	平成10年6月26日付け局指第168号	同上	103	札幌方面江別、千歳、岩見沢、三笠、美唄、砂川、赤歌、芦別、小樽、余市、倶知安、岩内、伊達、室蘭、苫小牧及び浦河警察署における交際費の支払に関する前渡資金支払決定書(平成9年度)
28	同上	平成10年6月26日付け局指第169号	平成10年8月4日	104	北海道警察学校における交際費の支払に関する前渡資金支払決定書(平成9年度)
29	平成10年6月2日	平成10年6月15日付け局指第153号	平成10年8月14日	118	札幌方面中央、西、北警察署における交際費の支払に関する前渡資金支払決定書(平成8年度)
30	同上	平成10年6月15日付け局指第154号	同上	119	札幌方面東、南、白石、豊平警察署における交際費の支払に関する前渡資金支払決定書(平成8年度)
31	平成10年5月25日	平成10年6月5日付け渡会計第174号	平成10年8月3日	121	函館方面本部、函館方面中央、西、森、八雲、木古内、松前、江差、北檜山、寿都警察署における交際費の支払に関する前渡資金支払決定書(平成7年度)
32	同上	平成10年6月8日付け上会計第101号	同上	122	旭川方面本部、旭川方面旭川中央、旭川東、土別、名寄、美深、枝幸、稚内、富良野、深川、沼田、留萌、羽幌、天塩警察署における交際費の支払に関する前渡資金支払決定書(平成7年度)

33	平成10年 6月2日	平成10年6月15日付 け上会計第107号	同上	123	旭川方面本部、旭川方面旭川中央、旭川東、士別、名寄、美深、枝幸、稚内、富良野、深川、沼田、留萌、羽幌、天塩警察署における交際費の支払に関する前渡資金支払決定書(平成8年度)
34	平成10年 6月15日	平成10年6月29日付 け上会計第121号	同上	124	旭川方面本部、旭川方面旭川中央、旭川東、士別、名寄、美深、枝幸、稚内、富良野、深川、沼田、留萌、羽幌、天塩警察署における交際費の支払に関する前渡資金支払決定書(平成9年度)
35	平成10 5月25日	平成10年6月8日付 け網会計第160号	同上	125	北見方面本部、北見方面北見、遠軽、網走、美幌、斜里、紋別、興部警察署における交際費の支払に関する前渡資金支払決定書(平成7年度)
36	平成10年 6月2日	平成10年6月15日付 け網会計第175号	同上	126	北見方面本部、北見方面北見、遠軽、網走、美幌、斜里、紋別、興部警察署における交際費の支払に関する前渡資金支払決定書(平成8年度)
37	平成10年 6月15日	平成10年6月26日付 け網会計第199号	同上	127	北見方面本部、北見方面北見、遠軽、網走、美幌、斜里、紋別、興部警察署における交際費の支払に関する前渡資金支払決定書(平成9年度)
38	平成10 5月25日	平成10年6月8日付 け釧会計第148号	同上	128	釧路方面本部、釧路方面釧路、厚岸、弟子屈、根室、中標津、池田、本別、帯広、新得、広尾警察署における交際費の支払に関する前渡資金支払決定書(平成7年度)
39	平成10年 6月2日	平成10年6月11日付 け釧会計第155号	同上	129	釧路方面本部、釧路方面釧路、厚岸、弟子屈、根室、中標津、池田、本別、帯広、新得、広尾警察署における交際費の支払に関する前渡資金支払決定書(平成8年度)
40	平成10年 6月15日	平成10年6月29日付 け釧会計第183号	同上	130	釧路方面本部、釧路方面釧路、厚岸、弟子屈、根室、中標津、池田、本別、帯広、新得、広尾警察署における交際費の支払に関する前渡資金支払決定書(平成9年度)
41	平成10 5月25日	平成10年6月8日付 け局経第228号	同上	132	北海道警察本部における交際費の支払に関する支出負担行為兼支出命令書及び請求書(平成8年度)
42	平成10年 6月2日	平成10年6月16日付 け渡会計第212号	平成10年 8月14日	133	函館方面本部、函館方面中央、西、森、八雲、木古内、松前、江差、北檜山、寿都警察署における交際費の支払に関する前渡資金支払決定書(平成8年度)
43	平成10年 6月15日	平成10年6月26日付 け局指第166号	平成10年 8月24日	134	札幌方面中央、西、北警察署における交際費の支払に関する前渡資金支払決定書(平成9年度)
44	同上	平成10年6月26日付 け局指第167号	同上	135	札幌方面東、南、白石、豊平警察署における交際費の支払に関する前渡資金支払決定書(平成9年度)
45	同上	平成10年6月29日付 け渡会計第236号	同上	136	函館方面本部、函館方面中央、西、森、八雲、木古内、松前、江差、北檜山、寿都警察署における交際費の支払に関する前渡資金支払決定書(平成9年度)
46	平成10年 6月2日	平成10年6月16日付 け局経第249号	平成10年 8月14日	137	北海道警察本部における交際費の支払に関する支出負担行為兼支出命令書及び請求書(平成9年度)